

改正後	改正前
<p>(前面空地) 第十五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。</p> <p>一 特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当する建築物の部分</p> <p>二 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分</p> <p>4 略</p> <p>(主階が避難階以外の階にある興行場等の構造) 第二十二条の二 略</p> <p>2 前項の規定の適用については、政令第百九条の八に定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。</p> <p>3 第一項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その開口部には、政令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備を設けなければならない。</p> <p>(物品販売業を営む店舗等の前面空地) 第二十四条 略</p> <p>2 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。</p> <p>一 特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当する建築物の部分</p> <p>二 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分</p>	<p>(前面空地) 第十五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>4 略</p> <p>(新設)</p> <p>(主階が避難階以外の階にある興行場等の構造) 第二十二条の二 略</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その開口部には、政令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備を設けなければならない。</p> <p>(物品販売業を営む店舗等の前面空地) 第二十四条 略</p> <p>2 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(耐火建築物としなければならないもの)

第三十四条 略

2 前項の規定の適用については、政令第百九条の八に定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

(設置禁止の場所)

第三十八条 共同住宅又は寄宿舎は、次の各号のいずれかに該当する場所に設けてはならない。

一 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造でない自動車車庫、自動車修理工場、公衆浴場、劇場、映画館、演芸場、集会場、料理店、市場、マーケット、展示場、キャバレー、遊技場、倉庫業を営む倉庫、工場又は法別表第二(と)項第四号に規定するものの用途に供する部分(特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く。)の上階

二 略

(既存建築物に対する制限の緩和)

第五十一条 法第三条第二項の規定により第二十二条の二第一項又は第三十四条第一項の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築又は改築(政令第百三十七条の四第一号イに該当する増築又は改築であつて、当該増築又は改築に係る部分がこれらの規定に適合するものに限る。)の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定の適用を受けないこととなつた日以後に大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手し、同項の規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、第五十条の四第二項の規定は、適用しない。

3 法第三条第二項の規定により第二十二条の二第一項、第二十五条、第二十六条第一項又は第三十四条第一項の規定の適用を受けない建築物(独立部分(次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分を含む

(耐火建築物としなければならないもの)

第三十四条 略

(新設)

(設置禁止の場所)

第三十八条 共同住宅又は寄宿舎は、次の各号のいずれかに該当する場所に設けてはならない。

一 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造でない自動車車庫、自動車修理工場、公衆浴場、劇場、映画館、演芸場、集会場、料理店、市場、マーケット、展示場、キャバレー、遊技場、倉庫業を営む倉庫、工場又は法別表第二(と)項第四号に規定するものの用途に供する部分の上階

二 略

(既存建築物に対する制限の緩和)

第五十一条 (新設)

法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定の適用を受けないこととなつた日以後に大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手し、同項の規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、第五十条の四第二項の規定は、適用しない。

2 法第三条第二項の規定により第二十五条又は第二十六条第一項の規定の適用を受けない建築物(これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分(政令第百十七条第二項各号に

う。以下この項において同じ。）が二以上あるものに限る。以下この項（各号を除く。）において同じ。）で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

一 第二十二條の二第一項又は第三十四條第一項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 政令第九條の八に規定する建築物の部分

二 第二十五條又は第二十六條第一項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 政令第十七條第二項各号に掲げる建築物の部分

4 法第三條第二項の規定により第三十六條、第四十條の二、第四十一條又は第四十三條の二の規定の適用を受けない建築物で、法第三條第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築等の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三條第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

5 知事は、法第三條第二項の規定により第五條、第七條、第八條、第十四條、第十五條、第二十三條又は第二十四條の規定の適用を受けない建築物で、法第三條第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築等の工事に着手し、法第三條第三項第三号及び第四号の規定によりこれらの規定の適用を受けることとなるものについて、その建築物及び敷地の状況により安全上支障がないと認める場合は、これらの規定による制限を緩和することができる。

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用除外）
第五十二條の四 建築物で、政令第二百二十九條の二第一項の規定により、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十六條第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七條第一号から第四号まで、第十八條第一号から第四号まで、第十八條の二、第二

掲げる建築物の部分を用いる。以下この項において「独立部分」という。）が二以上あるものに限る。以下この項において同じ。）で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

（新設）

（新設）

3 法第三條第二項の規定により第三十六條又は第四十條の二の規定の適用を受けない建築物で、法第三條第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築等の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三條第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

4 知事は、法第三條第二項の規定により第五條、第七條、第八條、第十四條、第十五條、第二十三條又は第二十四條の規定の適用を受けない建築物で、法第三條第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築等の工事に着手し、法第三條第三項第三号及び第四号の規定によりこれらの規定の適用を受けることとなるものについて、その建築物及び敷地の状況により安全上支障がないと認める場合は、これらの規定による制限を緩和することができる。

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用除外）
第五十二條の四 建築物で、政令第二百二十九條の二第一項の規定により、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十六條第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七條第一号から第四号まで、第十八條第一号から第四号まで、第十八條の二、第二

十二条、第二十二條の二第三項、第二十五條（主要出入口の幅員に係る部分に限る。）、第二十六條、第二十七條第一号及び第二号並びに第三十七條の規定は、適用しない。

（手数料）

第五十二條の五 第五條ただし書、第七條ただし書、第八條ただし書、第十二條ただし書、第十四條第三項、第二十二條の三、第二十三條第三項、第三十九條第三項第二号、第四十條第一項第二号、第四十二條第三項、第四十四條第三項、第五十條の三第一項ただし書若しくは第五十一條第五項の規定による認定又は第五十條の四第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（罰則）

第五十三條 第三條の三から第五條まで、第七條、第八條、第十二條、第十三條、第十四條第一項若しくは第二項、第十五條第一項若しくは第二項、第十六條第一項（同條第四項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第十七條から第十八條の四まで、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十二條の二第一項若しくは第三項、第二十三條第一項若しくは第二項、第二十四條第一項、第二十五條から第二十七條まで、第三十條、第三十二條、第三十四條第一項、第三十六條から第三十八條まで、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十條第一項、第四十條の二、第四十一條、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十三條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第四十五條、第四十六條、第四十七條から第五十條まで、第五十條の三第一項又は第五十條の四第二項の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いずして工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、五十万円以下の罰金に処する。

2
略

十二条、第二十二條の二第二項、第二十五條（主要出入口の幅員に係る部分に限る。）、第二十六條、第二十七條第一号及び第二号並びに第三十七條の規定は、適用しない。

（手数料）

第五十二條の五 第五條ただし書、第七條ただし書、第八條ただし書、第十二條ただし書、第十四條第三項、第二十二條の三、第二十三條第三項、第三十九條第三項第二号、第四十條第一項第二号、第四十二條第三項、第四十四條第三項、第五十條の三第一項ただし書若しくは第五十一條第四項の規定による認定又は第五十條の四第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（罰則）

第五十三條 第三條の三から第五條まで、第七條、第八條、第十二條、第十三條、第十四條第一項若しくは第二項、第十五條第一項若しくは第二項、第十六條第一項（同條第四項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第十七條から第十八條の四まで、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十二條の二、第二十三條第一項若しくは第二項、第二十四條第一項、第二十五條から第二十七條まで、第三十條、第三十二條、第三十四條、第三十六條から第三十八條まで、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十條第一項、第四十條の二、第四十一條、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十三條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第四十五條、第四十六條、第四十七條から第五十條まで、第五十條の三第一項又は第五十條の四第二項の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いずして工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、五十万円以下の罰金に処する。

2
略